

社会保障審議会 介護保険部会 (第60回)	参考資料2
平成28年7月20日	

福祉用具・住宅改修 (参考資料)

介護保険における福祉用具貸与・販売

【制度の概要】

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としている。

【 厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている 】

	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
対象種目	・ 車いす (付属品含む) ・ 特殊寝台 (付属品含む) ・ 床ずれ防止用具 ・ 体位変換器 ・ 手すり ・ スロープ ・ 歩行器 ・ 歩行補助つえ ・ 認知症老人徘徊感知機器 ・ 移動用リフト (つり具の部分を除く) ・ 自動排泄処理装置	・ 腰掛便座 ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品 ・ 入浴補助用具 (入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト) ・ 簡易浴槽 ・ 移動用リフトのつり具の部分

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

② 販売種目 (原則、同一種目は年間10万円を限度)

貸与になじまない性質のもの (他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの) は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付における公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付する仕組みとしている。

福祉用具貸与に関する規定

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)

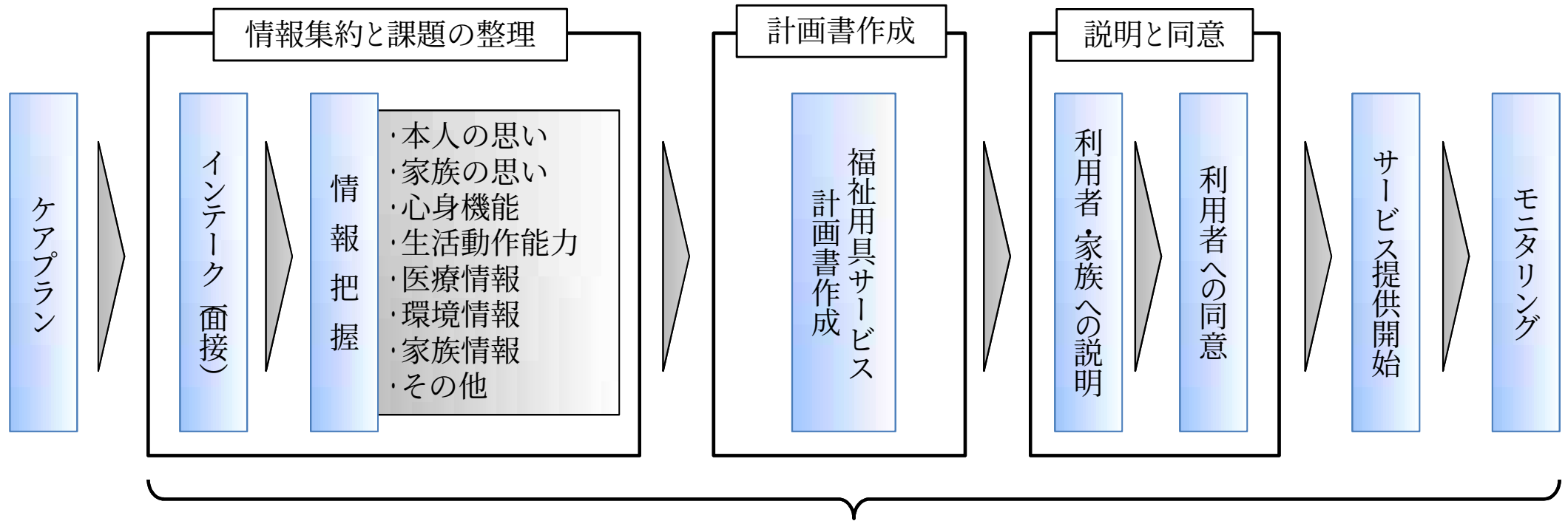
(運営規程)

第二百条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 その他運営に関する重要事項

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

福祉用具貸与・販売の流れ



福祉用具専門相談員 (福祉用具貸与・販売事業所) が関与

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売については、要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図り、利用者の状態に応じた福祉用具の選定を行うため、福祉用具貸与事業者及び特定福祉用具販売事業者は、利用者ごとに個別サービス計画 (福祉用具サービス計画) を作成することとしている。

【福祉用具サービス計画に記載すべき事項】

利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえた

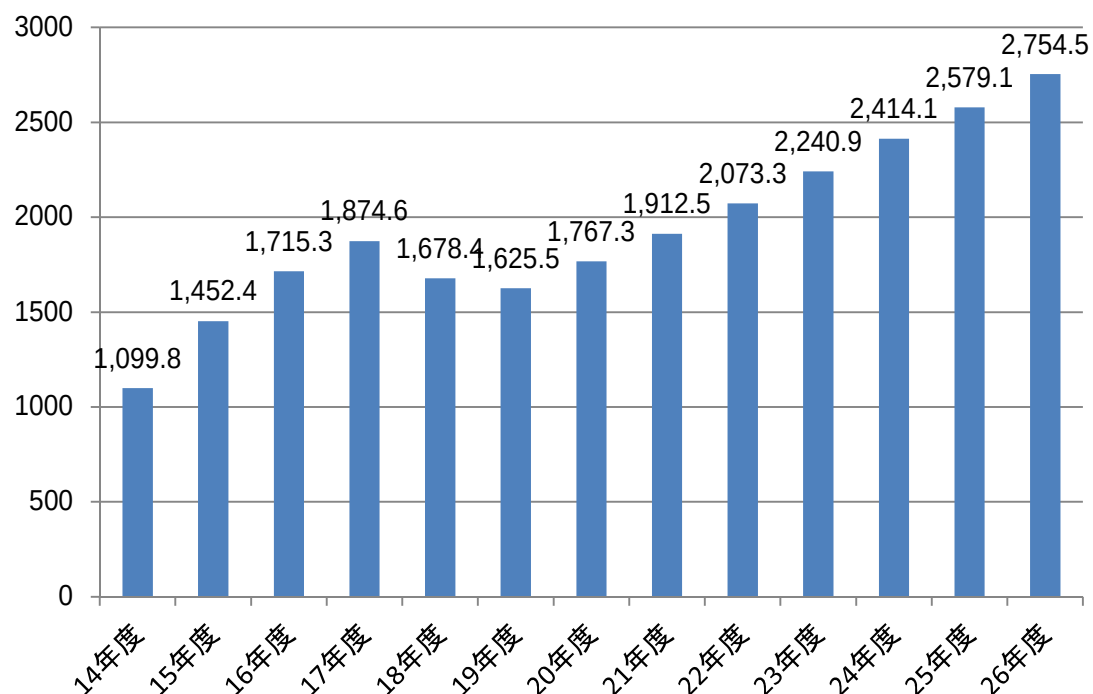
- ・ 利用目標
- ・ 利用目標を達成するための具体的なサービス内容
- ・ 福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・ 関係者間で共有すべき情報
(福祉用具使用時の注意事項等) 等

福祉用具貸与の保険給付の状況

- 平成26年度の福祉用具貸与の費用額は約2,755億円 (対前年比約7%増) である。
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約6割を占めている。

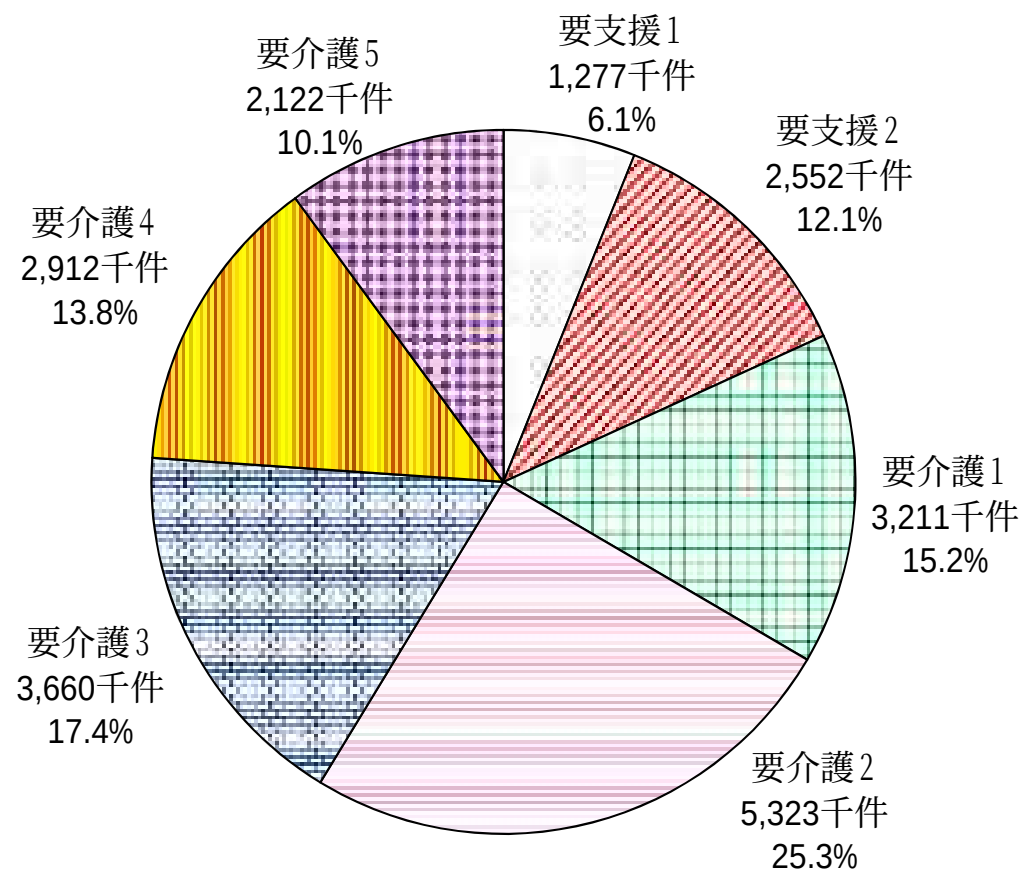
福祉用具貸与の費用額の推移 (介護予防を含む)

(単位: 億円)



出典: 介護給付費実態調査の概況 (各年度)

福祉用具貸与の要介護度別給付件数

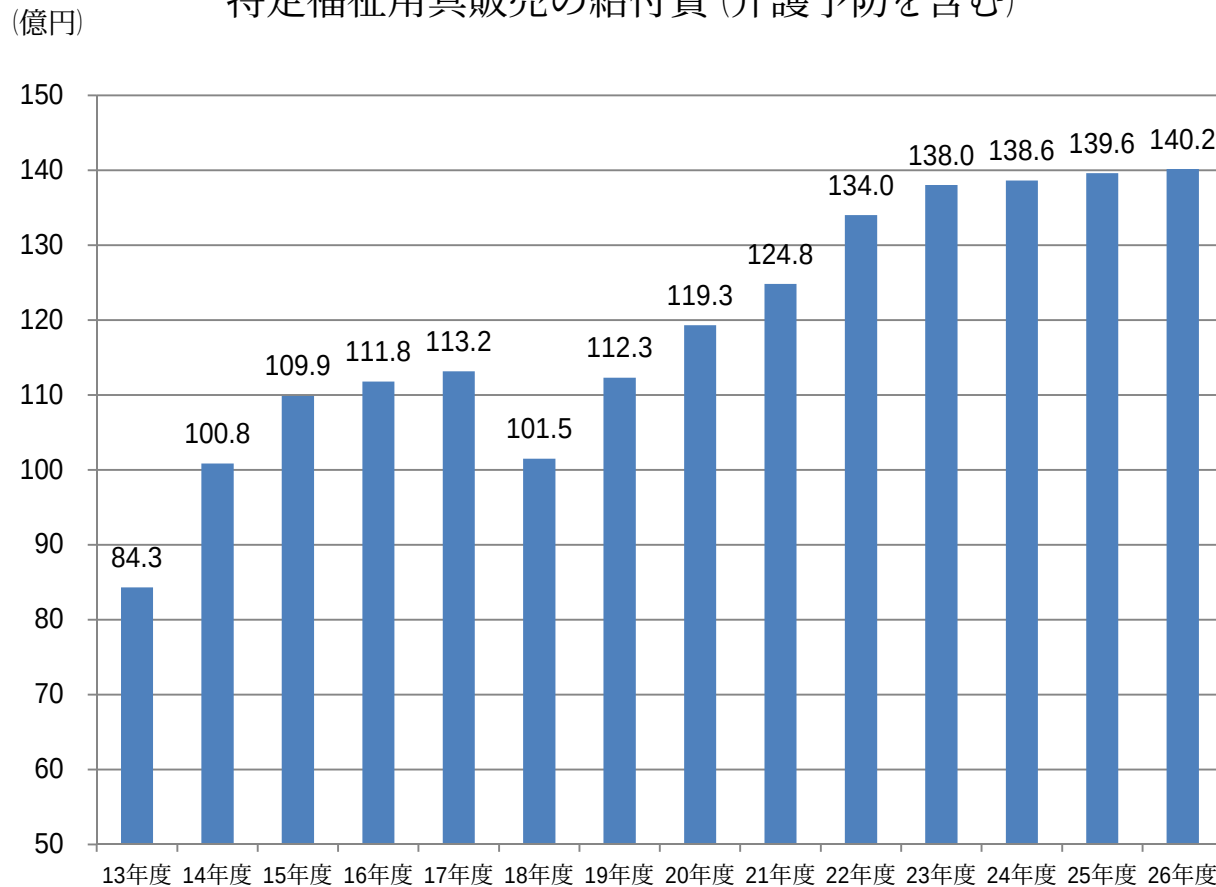


出典: 介護保険事業状況報告年報 (平成26年度)

特定福祉用具購入費の状況

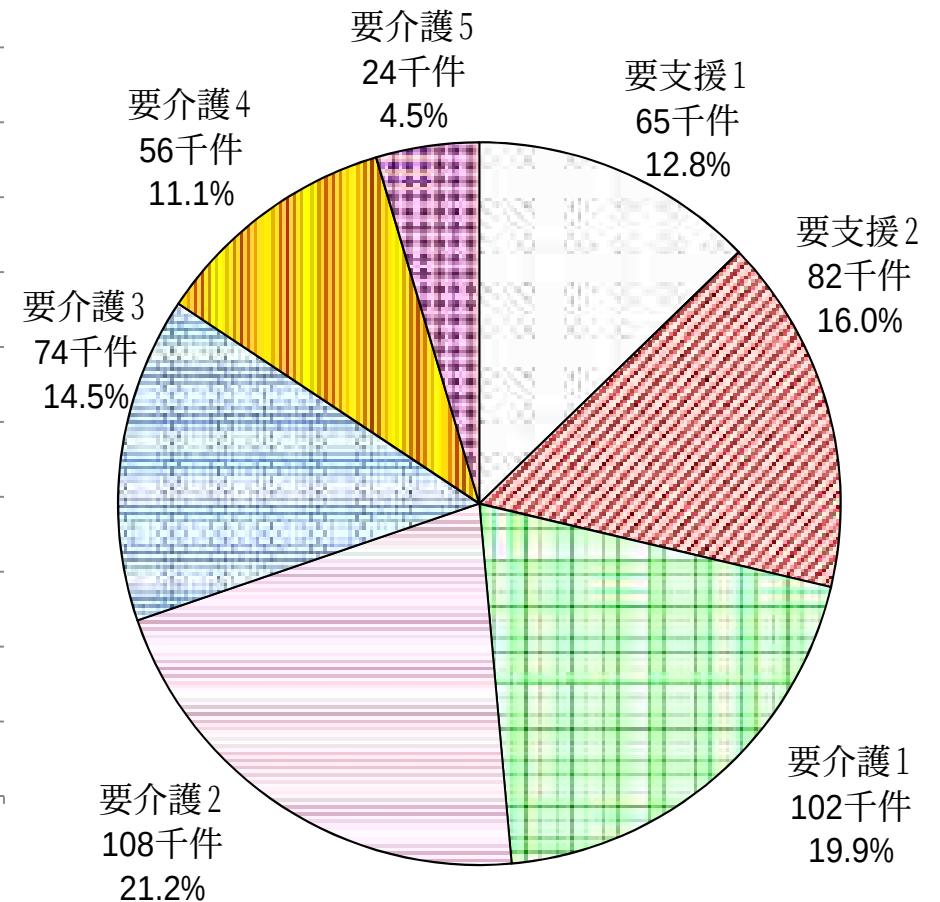
- 特定福祉用具購入に係る給付費は、年間約140.2億円である（平成26年度）
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約7割を占めている。

特定福祉用具販売の給付費（介護予防を含む）



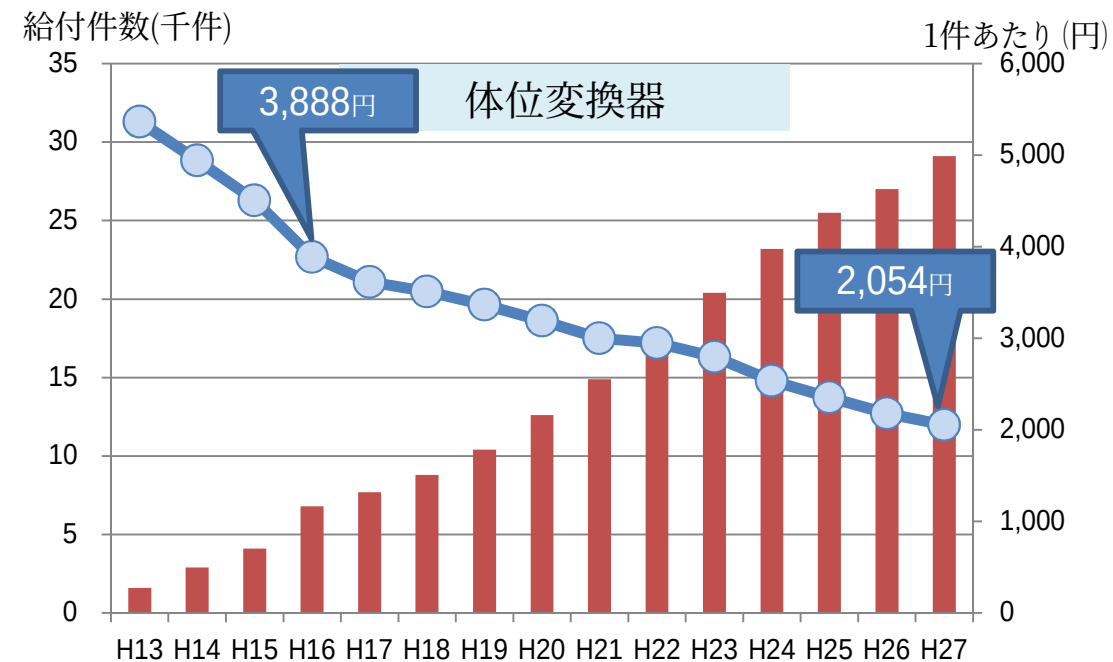
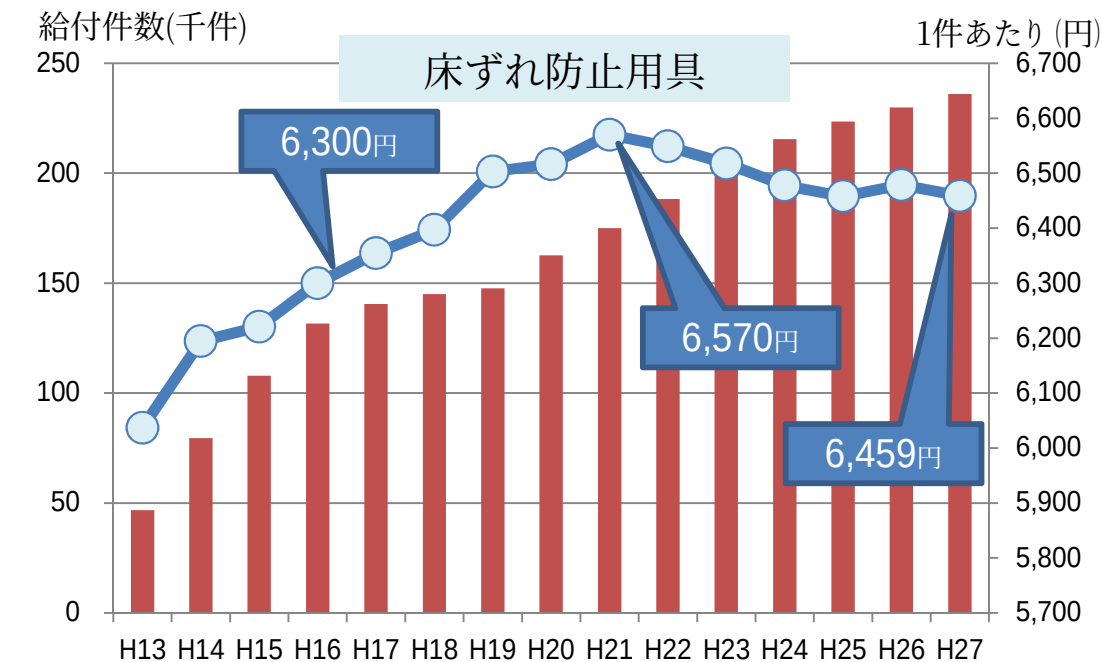
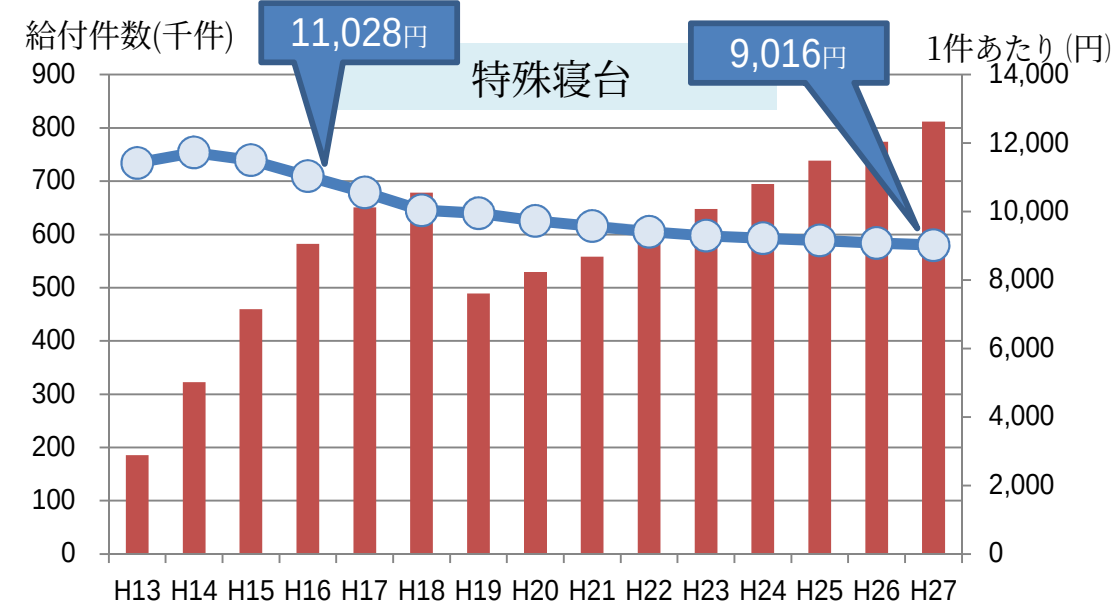
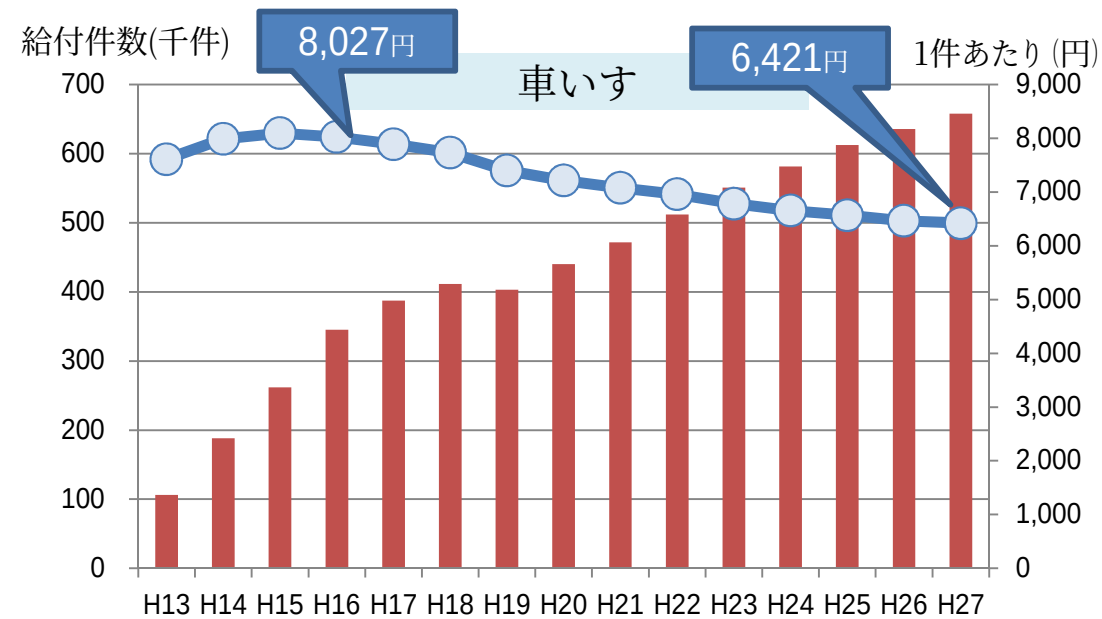
出典：介護保険事業状況報告年報（各年度）
※ 給付費＝自己負担分を除く。

特定福祉用具購入費の要介護度別給付件数

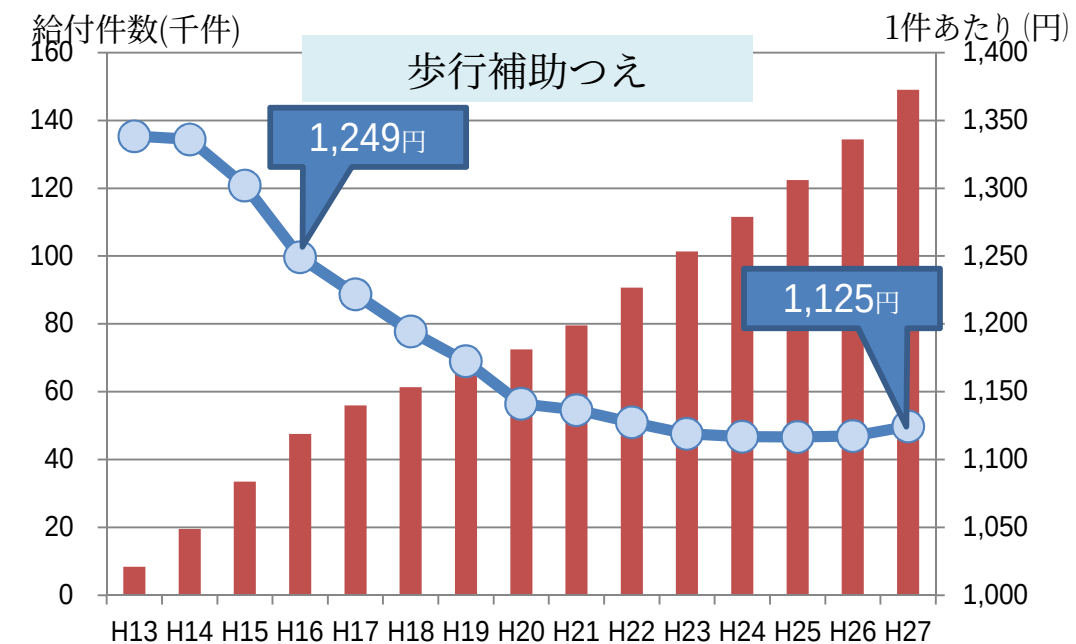
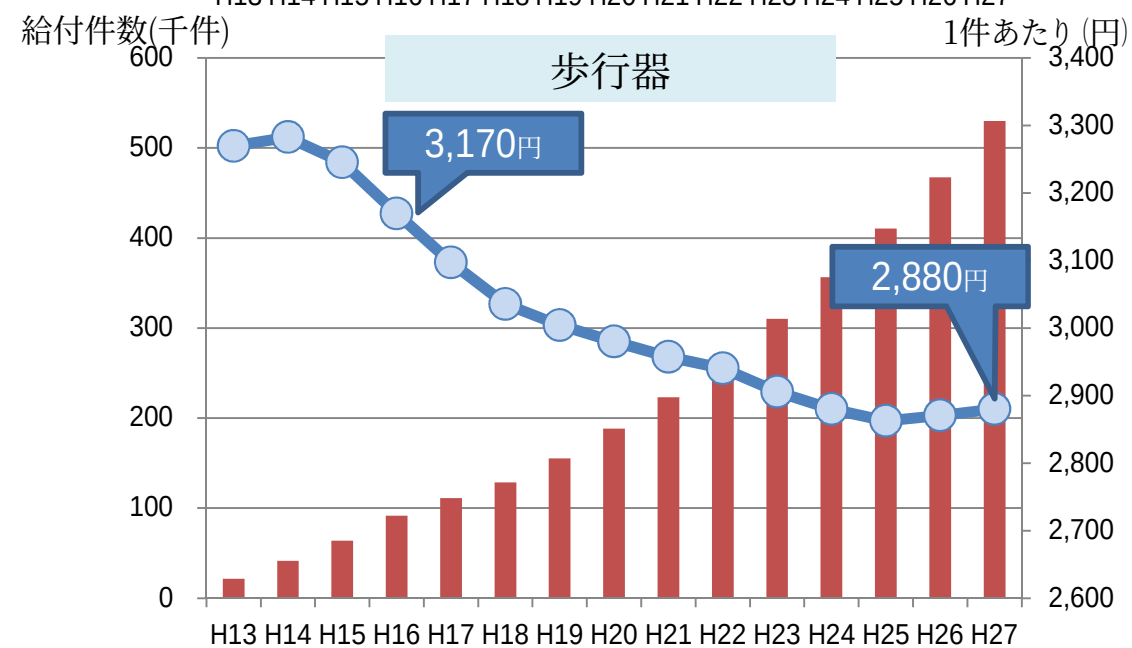
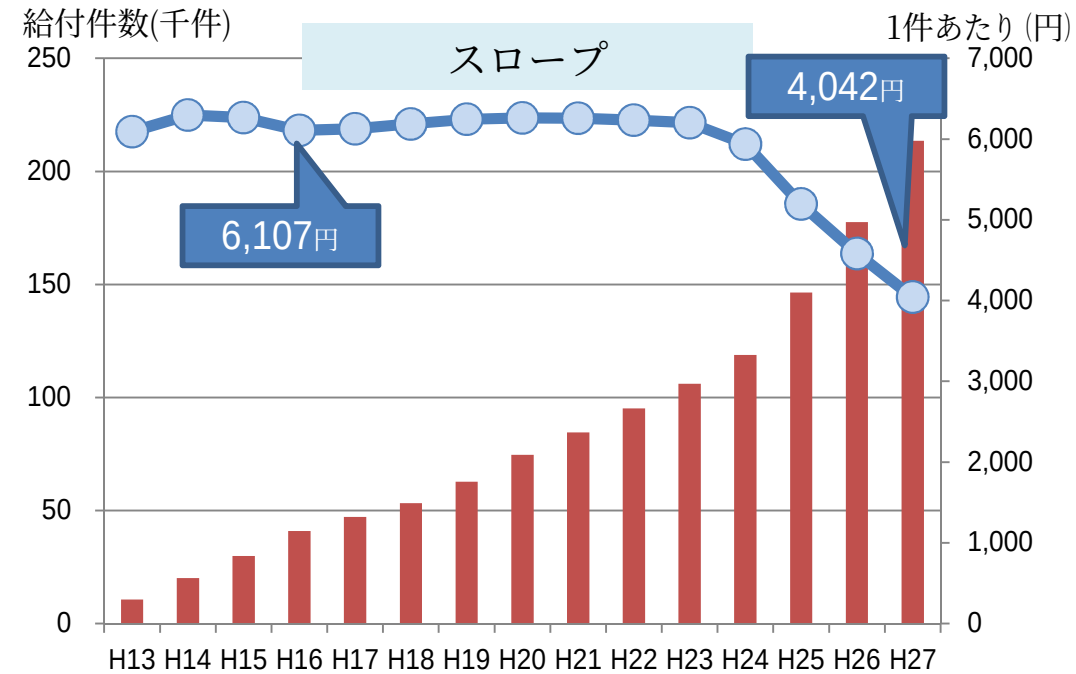
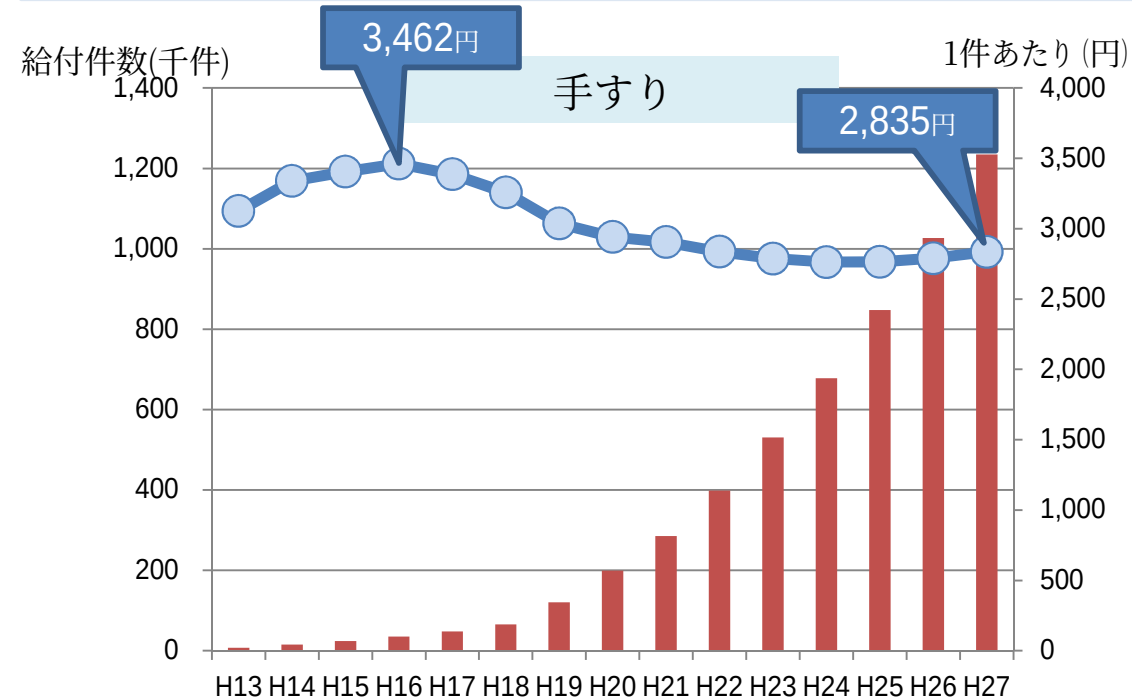


出典：介護保険事業状況報告年報（平成26年度）

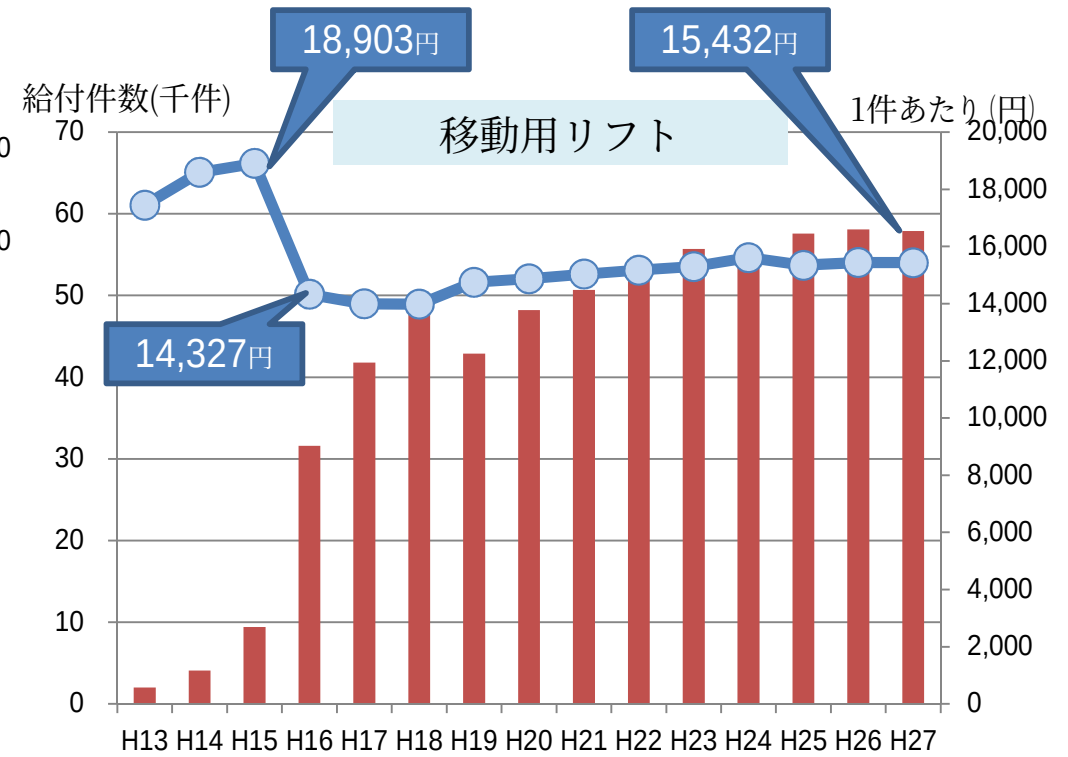
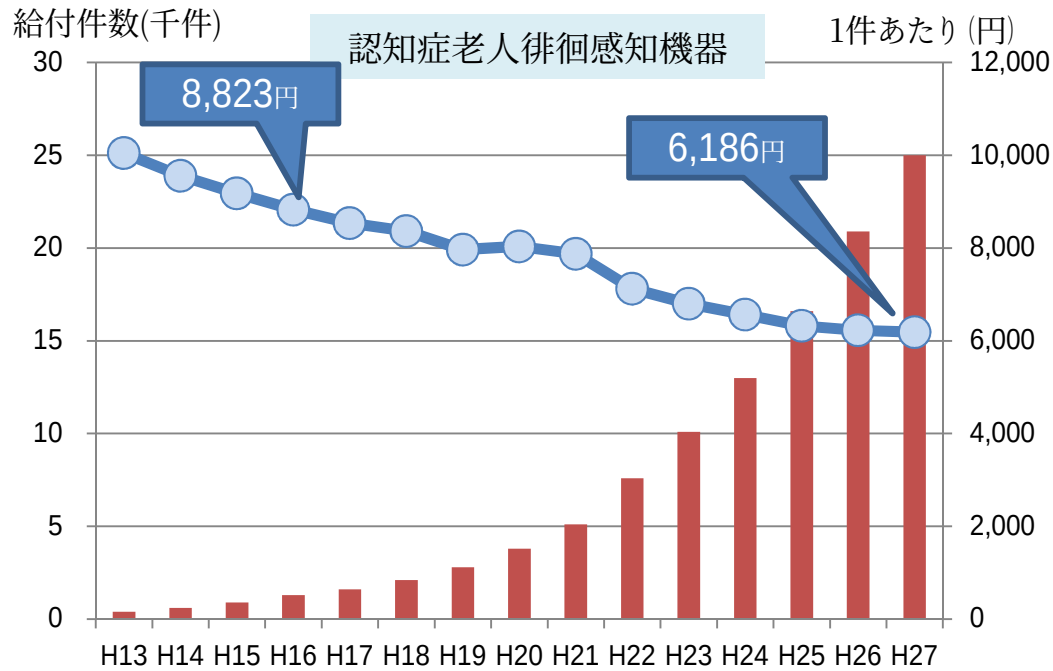
福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移①



福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移②



福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移③



出典:介護給付費等実態調査月報(各年4月サービス提供分)

■ 給付件数(単位:千件/月) ● 1件あたり費用額(単位:円/月)

介護給付費通知について

介護給付費通知書のモデル様式

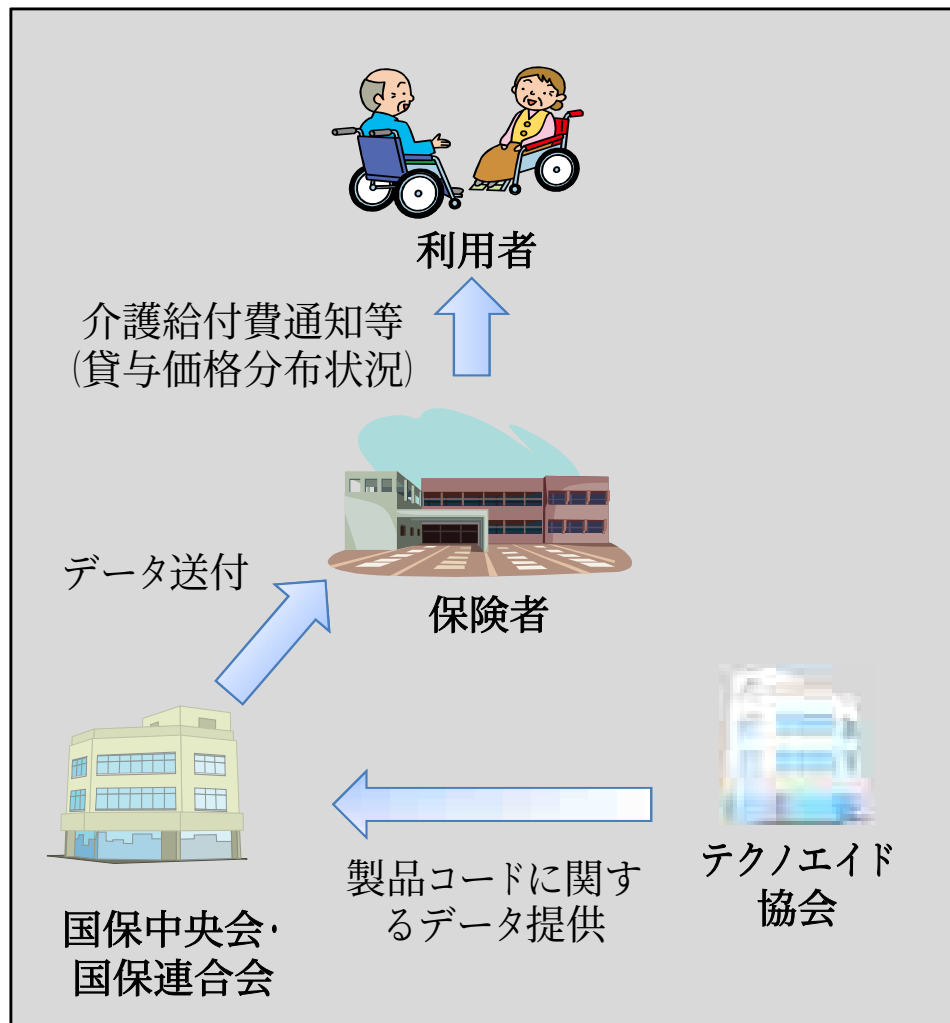
- 平成21年8月に国保連合会介護給付適正化システムを改修し、介護給付費通知書に福祉用具貸与価格分布状況を掲載して発出できるようにした。
- これにより、製品毎の貸与価格の分布状況等の把握・分析・公表や、同一製品の貸与価格幅等の通知が保険者（市町村）において可能となっている。
- 本システムを利用した介護給付費通知を発出する取り組みを推進するため、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議等においてその活用を依頼している。
- 本システムを利用して介護給付費通知を発出している保険者は、516保険者（平成22年度）から762保険者（平成25年度）へと増加が見られている。

[illegible]

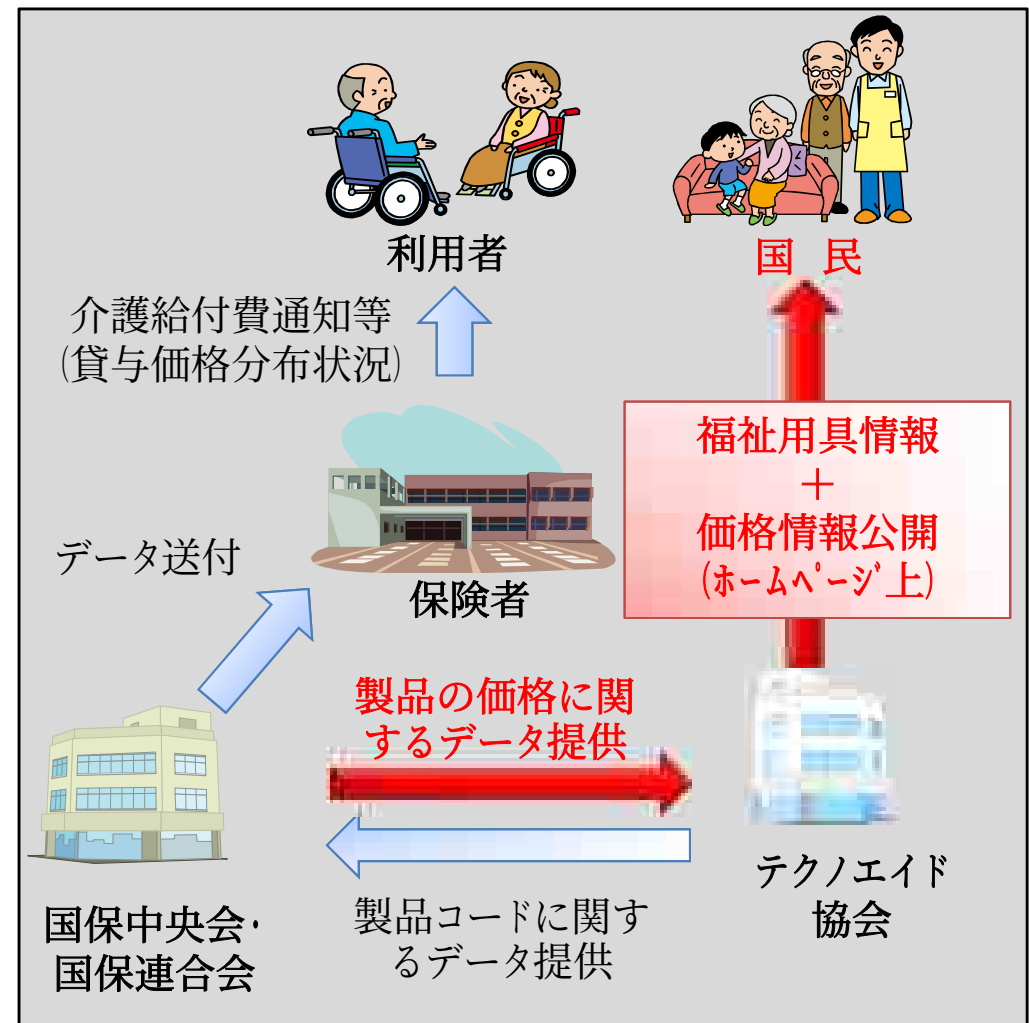
福祉用具貸与価格情報の公開について

- 福祉用具貸与に関する価格情報を国保連合会から毎月情報提供し、テクノエイド協会が広く一般の方も福祉用具貸与価格情報を閲覧できる様ホームページに公表する仕組みを構築し、平成26年3月26日(平成26年2月利用分データ)より運用開始。
- 価格情報の内容は、1月当りの種目別全国平均価格と全国最頻価格(実勢値)を公表している。
- 福祉用具の貸与は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付がなされるよう、貸与計画の作成、搬出入、モニタリングなどの費用を含む現に要した費用の額により保険給付される仕組みとされていることを明示した上で公表。

【見直し前】



【見直し後】平成26年3月から



複数の福祉用具を貸与する場合の価格について

- 平成27年度より、複数の福祉用具を貸与する場合には、福祉用具貸与事業者の運営規程に、価格を減額する旨を記載して都道府県に届け出ることによって、価格の減額を可能とした。

指定福祉用具
貸与事業所

指定基準による利用料の届出

都道府県
等

【事業者の運営規程】
貸与価格 (単品)

△△貸与事業所

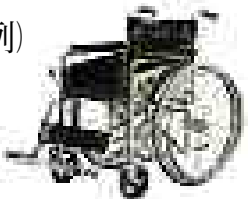
種 目	名 称	貸与価格
車いす	〇〇標準型車いす	8,000円
車いす付属品	〇〇クッション	2,000円
車いす付属品	〇〇テーブル	1,000円
特殊寝台	〇〇電動ベッド	10,000円
特殊寝台付属品	サイドレール	1,100円



届け出た利用料に基づいて請求



(例)



〇〇車いす
(8,000円)



〇〇クッション
(2,000円)



〇〇テーブル
(1,000円)

個々の単価を合計

合計金額 : 11,000円

【複数貸与時の減額ルールへの届出】

- 複数の福祉用具を貸与する場合、効率化・適正化の観点から、減額する場合のルールを届け出ることにより、価格の減額を認める。



(例)

〇〇車いす (8,000円) 〇〇クッション (2,000円) 〇〇テーブル (1,000円)
▲〇〇〇円 ▲〇〇〇円 ▲〇〇〇円

＜個々の福祉用具に減額利用料を設定＞

合計金額 : ●●●●●円 (減額後)

福祉用具貸与価格情報の公表を実施する自治体の例 (東京都世田谷区)

各年の9月請求実績分のデータを右に表示

購入した場合の価格

利用件数の中で最も多い単位数

利用件数の中で最も高額な単位数

品目コード	商 品 名	年度	希望小売価格	全 国		東京都		世田谷区	
				最頻単位数	最高単位数	最頻単位数	最高単位数	最頻単位数	最高単位数
00036-000024	優介くん	23	¥90,000	600	1800	600	1200	500	800
		24	¥90,000	600	800	600	800	600	800
		25	¥90,000	600	1200	600	1200	600	800
00036-000040	介護型車いす	23	¥80,000	600	900	600	900	600	900
		24	¥95,000	600	2360	600	2360	600	900
		25	¥95,000	600	900	600	900	600	900
00122-000175	超軽量介助型車椅子・ドラム式介助ブレーキ付	23	¥111,000	600	1400	600	1200	600	1200
		24	¥111,000	600	1000	600	1200	600	1200
		25	¥111,000	600	1400	600	800	600	700
00175-000160	アルミ超軽量介護型車いす	23	¥98,000	400	4700	400	800	400	700
		24	¥98,000	400	1400	500	800	500	700
		25	¥98,000	400	1400	500	1000	500	1000
00175-000245	車いす	23	¥49,000	300	1000	300	1000	280	700
		24	¥49,000	300	6000	300	800	300	700
		25	¥49,000	300	1200	300	800	400	700

単 位 → 福祉用具貸与は1単位10円で計算します。表の単位数はいずれも、1カ月あたりの単位数です。
単位は1カ月あたりの自己負担額と同じです。

最頻単位数 → 利用件数の中で最も多く見られる単位数です。

最高単位数 → 利用件数の中で最も高額な単位数です。

※ 単位数には、製品の価格のほか、福祉用具貸与の一連のサービスに関する諸経費(アセスメント、用具の運送、計画書作成、搬入・搬出、モニタリング、メンテナンス、消毒、事務費等)が含まれています。

介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋(平成10年8月24日))

介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの
(例えば、平ベッド等は対象外)
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの
(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- 4 在宅で使用するもの
(例えば、特殊浴槽等は対象外)
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの
(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの
(一般的に低い価格のものは対象外)
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの
(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

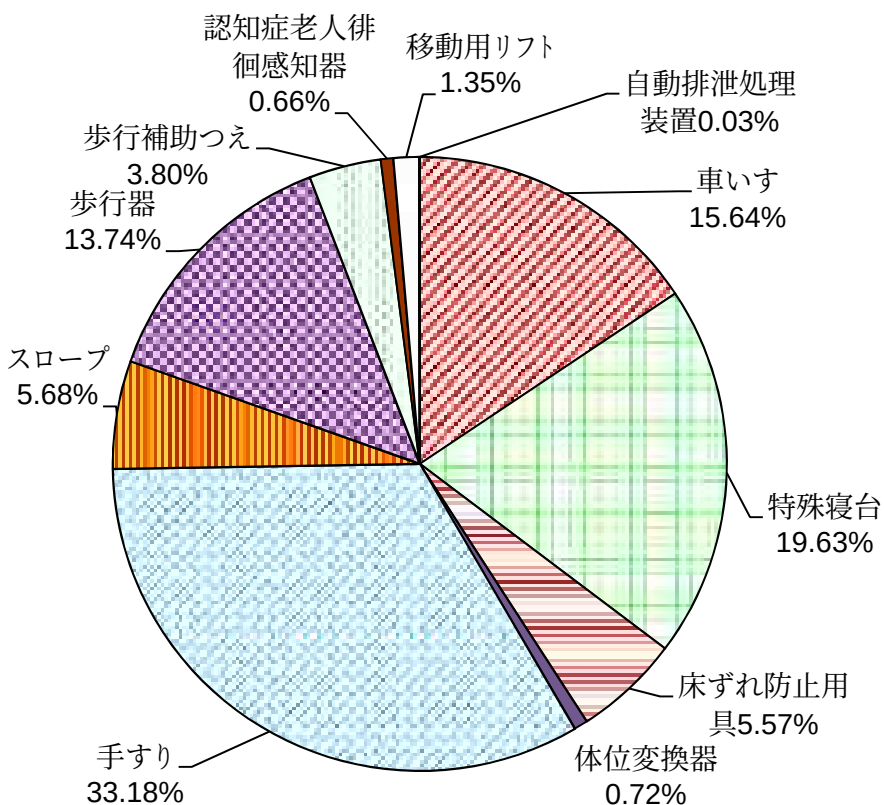
- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
 1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの (入浴・排泄関連用具)
 2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの (つり上げ式リフトのつり具)

要介護度別の福祉用具貸与の利用状況

- 福祉用具貸与の種目別割合は、手すり (33.18%)、特殊寝台 (19.63%) が大きな割合を占める。
- 要介護度別に見ると、歩行器や歩行補助つえは、他の種目に比べて要支援者の利用が多い。

福祉用具貸与費種目別割合 (付属品除く) (件数)

福祉用具貸与費種目別 (車いす付属品及び特殊寝台付属品を除く)



福祉用具貸与費の要介護度別・種目別の利用割合 (件数)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
総数	3.1%	7.3%	10.8%	26.5%	20.7%	18.2%	13.4%
車いす	1.3%	3.8%	7.0%	22.2%	22.6%	24.4%	18.7%
特殊寝台	0.8%	2.7%	5.6%	30.8%	23.8%	20.6%	15.8%
床ずれ防止用具	0.2%	0.7%	2.1%	11.0%	14.7%	28.5%	42.9%
体位変換器	0.0%	0.3%	0.6%	4.5%	6.8%	23.1%	64.3%
手すり	7.6%	15.5%	22.2%	26.4%	16.4%	9.1%	2.9%
スロープ	2.6%	7.0%	9.9%	18.3%	19.8%	23.5%	18.9%
歩行器	9.5%	20.3%	22.0%	26.3%	13.8%	6.5%	1.6%
歩行補助つえ	7.3%	18.5%	19.8%	28.0%	16.4%	8.1%	2.0%
認知症高齢者徘徊感知機器	0.0%	0.0%	3.5%	15.6%	33.7%	33.7%	13.5%
移動用リフト	0.7%	3.7%	5.7%	24.7%	22.6%	21.7%	20.7%
自動排泄処理装置	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	16.7%	25.0%	33.3%

出典:介護給付費等実態調査 (平成28年4月審査分)

注:自動排泄処理装置については、給付件数が少数であり、統計数値が千件単位であることから、要介護度別利用割合に誤差が含まれる。

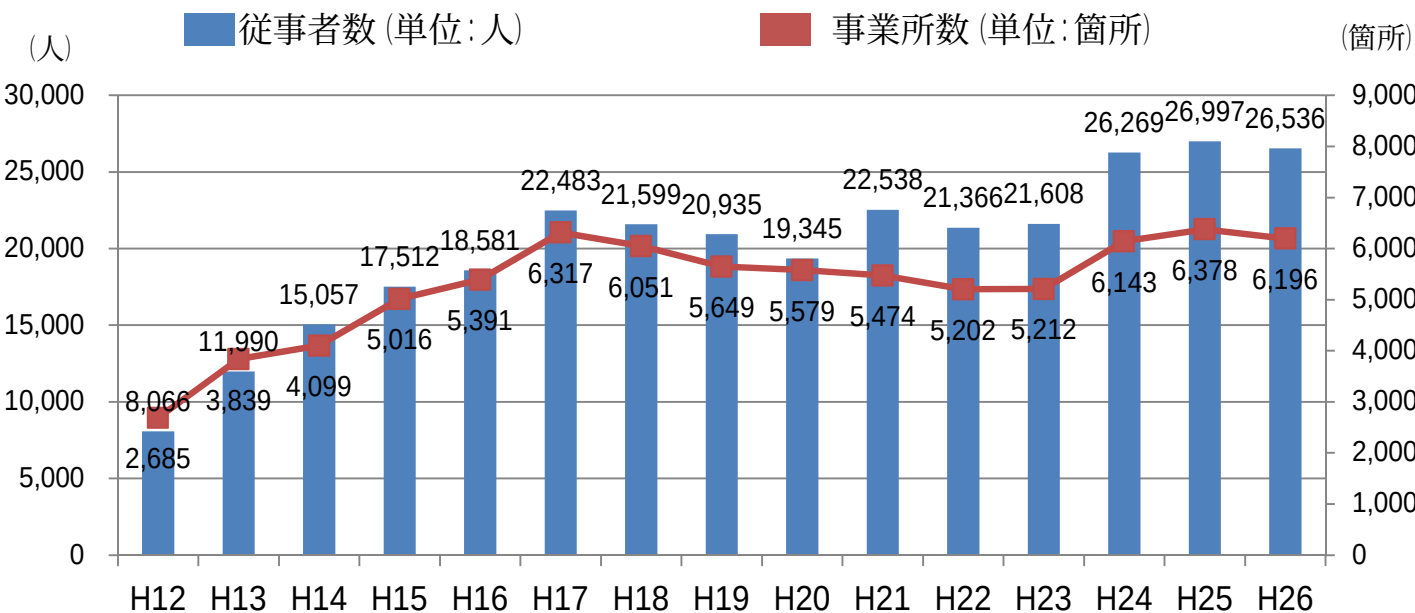
出典:介護給付費等実態調査 (平成28年4月審査分)

福祉用具専門相談員の状況

- 福祉用具専門相談員とは、介護が必要な高齢者が福祉用具を利用する際に、本人の希望や心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、専門的知識に基づいた福祉用具を選定し、自立支援の観点から使用方法等を含めて適合・助言を行う専門職。
- 指定福祉用具貸与・販売事業所には常勤換算方法で2名以上の配置が義務づけられており、福祉用具貸与事業所あたりの従事者は、3.7人(平成26年10月1日現在)。
- 福祉用具専門相談員のうち、約7.8割が指定講習会(40時間)修了者である。

① 福祉用具専門相談員従事者数

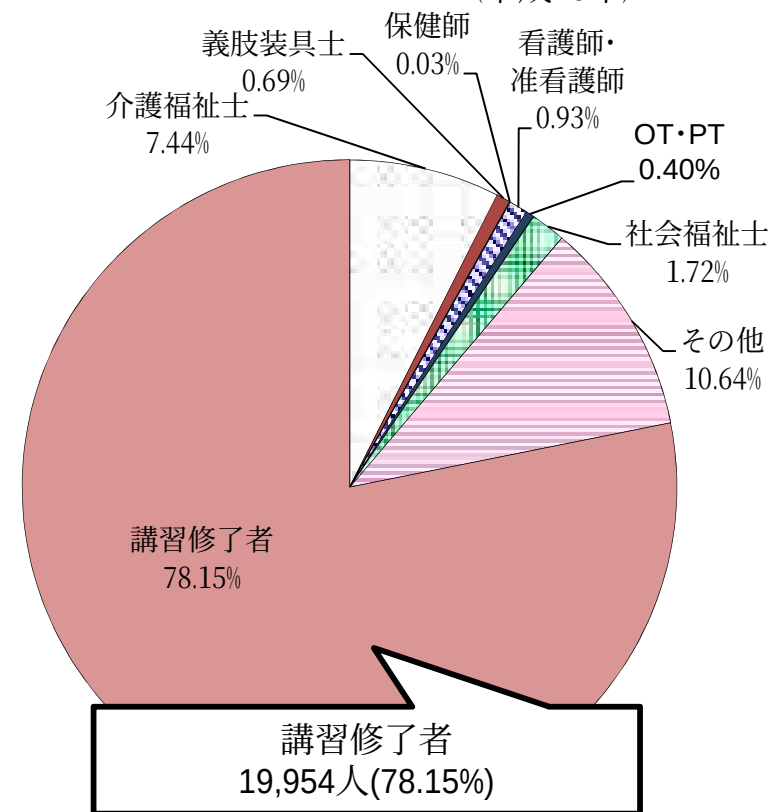
事業所あたり 従事者数	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	3.0	3.1	3.7	3.5	3.4	3.6	3.6	3.7	3.5	3.4	3.4	3.5	3.7	3.7	3.7



注:平成21年以降は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、従業者数については平成20年以前と単純に年次比較できない。

出典:介護サービス施設・事業所調査(各年10月1日現在)

② 福祉用具専門相談員資格状況(複数回答) (平成26年)

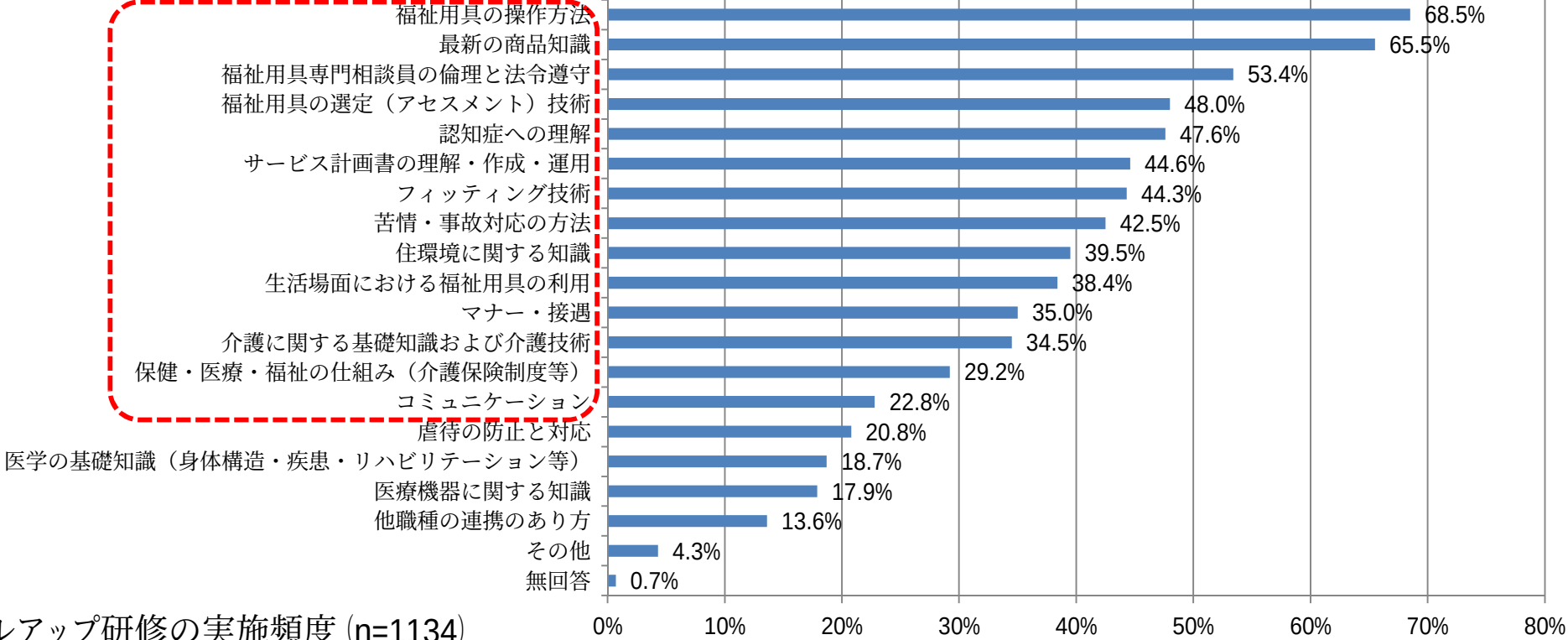


出典:介護サービス施設・事業所調査
第19表(10月1日現在) n=25,533

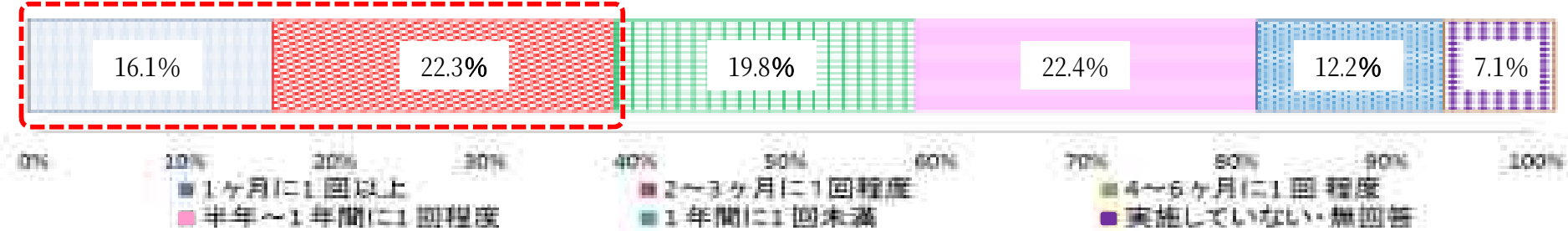
福祉用具専門相談員に対するスキルアップ研修の実施状況

- 職場内研修・スキルアップの実施は、**92.9%**の事業所が実施している。(N=1134)
- スキルアップ研修の内容は、福祉用具の操作方法、最新の商品知識、倫理と法令順守、アセスメント技術等が多く実施されていた。(n=1053)
- スキルアップ研修の実施頻度は約4割が1～3ヶ月に1回以上実施し、1ヶ月に1回実施は2割弱であった。

①スキルアップ研修の実施内容 (n=1053)



②スキルアップ研修の実施頻度 (n=1134)



介護保険制度の見直しに関する意見（抄）

（平成25年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

■福祉用具について

- 高齢者の自立支援を図るためには、自らの身体能力等を最大限に活用できるよう生活環境の観点から支援することが必要であり、要介護者・要支援者が増加する中、福祉用具の役割は重要となっている。
- 自立支援により資する福祉用具の利用を図る観点から、福祉用具専門相談員の指定講習内容の見直しを踏まえ、福祉用具専門相談員の要件を、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者とするのが適当である。その際、現に従事している福祉用具専門相談員については、福祉用具サービス計画に関する知識も含め、常に福祉用具貸与（販売）に関する必要な知識の修得及び能力の向上に努めなければならないとすることが適当である。また、更なる専門性向上等の観点から、福祉用具貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の一部について、より専門的知識及び経験を有する者の配置を促進していくことについて検討する必要がある。
- 複数の福祉用具を貸与する場合において、効率化・適正化の観点から、都道府県等に届け出ている福祉用具の価格（利用料）からの減額を認めることを検討する必要がある。また、利用者に適した福祉用具の選択のための情報提供の一環として、ホームページ上において福祉用具の価格情報の公開の取組を進めることが適当である。

福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し

○ 改正の概要(平成26年厚生労働省告示第250号)

- ・福祉用具貸与計画等に関する内容を追加。
 - ・現行カリキュラムをベースとして、受講者にとって分かりやすい科目への整理を行う。
 - ・介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、最低限の内容を網羅的に学ぶことに重点を置く。
 - ・時間数については、現行の40時間に10時間を加えた、計50時間とする。
 - ・学習内容の習熟度を確認するため、修了評価(1時間)の仕組みを設ける。
- ⇒平成27年3月までに、見直し後のカリキュラムによる指定講習事業者の指定が必要。

【平成27年3月まで】

科目	内容	時間
1. 老人保健福祉に関する基礎知識	老人保健福祉制度の概要	2
2. 介護と福祉用具に関する知識	介護に関する基礎知識	20
	介護技術	
	介護場面における福祉用具の活用	
3. 関連領域に関する基礎知識	高齢者等の心理	10
	医学の基礎知識	
	リハビリテーション概要	
4. 福祉用具の活用に関する実習		8
合	計	40



【平成27年4月～】

科目	科目名	時間
1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	福祉用具の役割	1
	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
2. 介護保険制度等に関する基礎知識	介護保険制度の考え方と仕組み	2
	介護サービスにおける視点	2
3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	からだところの理解	6
	リハビリテーション	2
	高齢者の日常生活の理解	2
	介護技術	4
	住環境と住宅改修	2
4. 個別の福祉用具に関する知識・技術	福祉用具の特徴	8
	福祉用具の活用	8
5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	福祉用具の供給の仕組み	2
	福祉用具貸与計画等の意義と活用	5
6. 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5
合	計	50

※筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施

地域ケア会議を利用している例（大分県杵築市）

- 個別ケースの課題解決からネットワークの構築、地域課題の発見、社会資源の整備、政策形成
- 平成24年2月から実施、毎週水曜日の午前中
- 参加者：保険者（計画担当者）、地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護保険事業所、
助言者：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士、県保健所保健師
- 対象事例：介護予防給付・介護給付（福祉用具、住宅改修、例外給付）・地域密着型サービス、
困難事例・介護予防・日常生活支援総合事業



厚生労働省老健局振興課：地域ケア会議推進に係る全国担当者会議（平成26年10月8日）資料4杵築市取組事例。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000065936.html>

介護保険制度における住宅改修

1 住宅改修の概要

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするとき（＊）は、必要な書類（住宅改修が必要な理由書等）を添えて、申請書を提出し、工事完成后、領収書等の費用発生の実状がわかる書類等を提出することにより、実際の住宅改修費の9割相当額が償還払いで支給される。

なお、支給額は、支給限度基準額（20万円）の9割（18万円）が上限となる。

（＊）やむを得ない事情がある場合には、工事完成后に申請することができる。

2 住宅改修の種類

- （1）手すりの取付け
- （2）段差の解消
- （3）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更（＊）
- （4）引き戸等への扉の取替え
- （5）洋式便器等への便器の取替え
- （6）その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

3 支給限度基準額

20万円

- ・ 要支援、要介護区分にかかわらず定額
- ・ ひとり生涯20万円までの支給限度基準額だが、要介護状態区分が重くなったとき（3段階上昇時）、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定される。

介護保険制度における住宅改修の範囲の考え方

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋 (H10.8.24))

介護保険制度における住宅改修費給付の基本的考え方

- 1 在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する観点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- 2 一方で、住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。

介護給付の対象とする住宅改修の範囲設定の考え方

- 1 いくつかの既存調査から住宅改修の実例をみると、便所、浴室、寝室、廊下、玄関など改修箇所にかかわらず、手すりの設置、段差の解消の例が多く、このほかドアの引き戸化、便所では洋式便器化、浴室ではすべり止めや床材の変更、寝室では床材の変更の例が共通してみられる。
- 2 住宅改修の実例及び、保険給付の対象を小規模なものとしざるを得ない制約等を勘案し、保険給付の対象とする住宅改修の範囲は、共通して需要が多くかつ比較的小規模な改修工事とする。
- 3 なお、上記の理由から居宅介護住宅改修費の支給限度額も小規模なものとならざるを得ないが、住宅改修の種類は、多様な居宅の状況に応じて必要な改修を柔軟に組み合わせて行うことができるような工事種別を包括できる設定とする。

住宅改修の流れ

手続きの流れ



ケアマネジャー等に相談



施工事業者の選択・見積もり依頼



市町村へ **工事前** に申請

市町村は内容を確認し、結果を教示



改修工事の施工→完成／施工業者へ支払



市町村へ **工事後** に改修費の支給申請

住宅改修費の支給額の決定・支給

事前申請のポイント

- 利用者は、住宅改修の支給申請書類の一部を保険者へ提出
- 保険者は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうかについて、事前に確認する。

提出書類

- ①支給申請書
- ②工事費見積り書
- ③住宅改修が必要な理由書（※）
- ④住宅改修後の完成予定の状態が分かるもの
（日付入り写真又は住宅の間取り図など）

※理由書の作成者

介護支援専門員、地域包括支援センター担当職員、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上その他これに準ずる資格等を有する者

事後申請のポイント

- 利用者は、工事後領収書等の費用発生の事実がわかる書類等を保険者へ提出→「正式な支給申請」が行われる。
- 保険者は、事前提出された書類との確認、適切な工事が行われたかどうかの確認を行い当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給する。

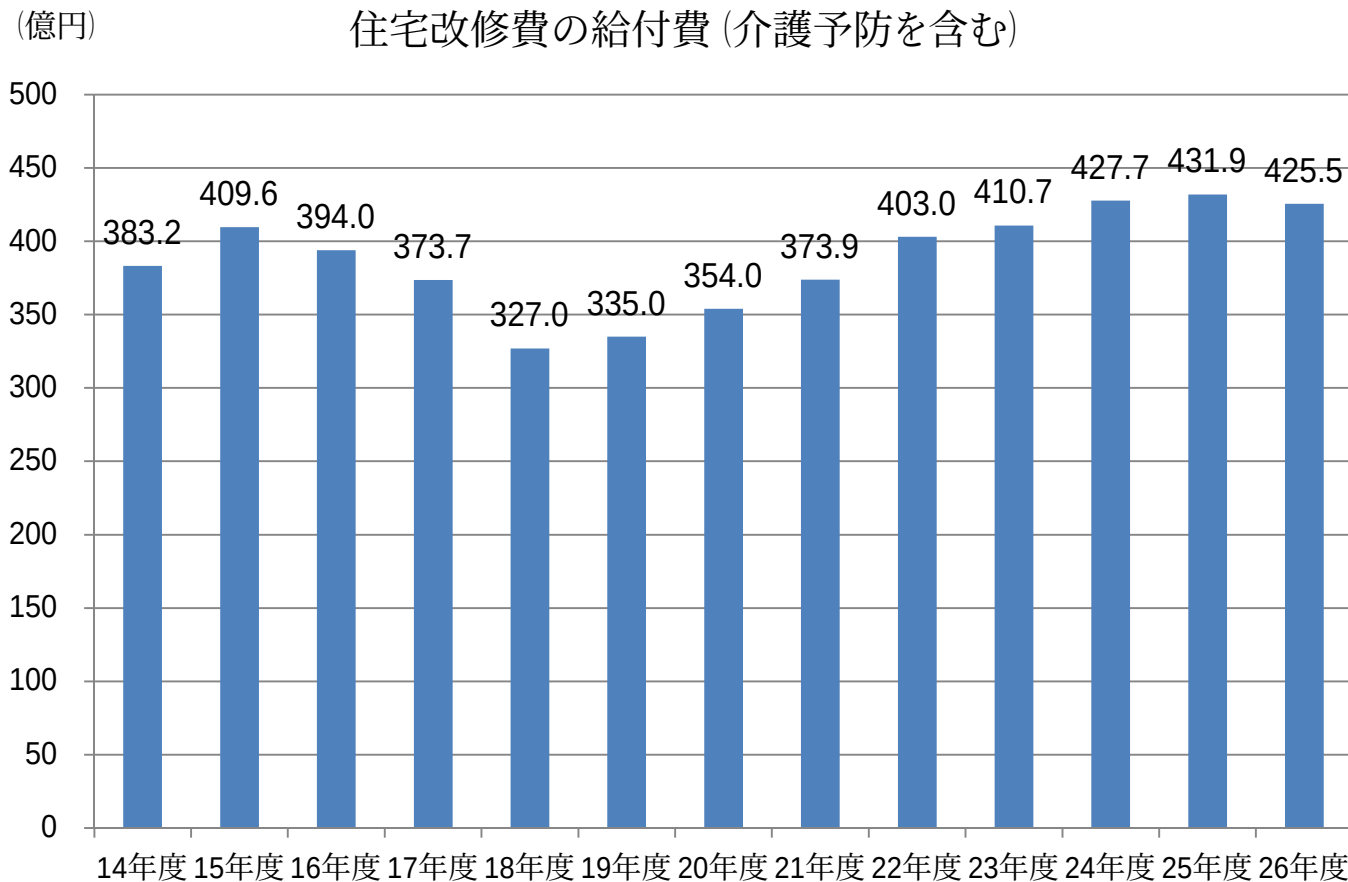
提出書類

- ⑤住宅改修に要した費用に係る領収書
- ⑥工事費内訳書
- ⑦住宅改修の完成後の状態を確認できる書類
（便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの）、
- ⑧住宅の所有者の承諾書
（住宅改修した住宅の所有者が当該利用者でない場合）

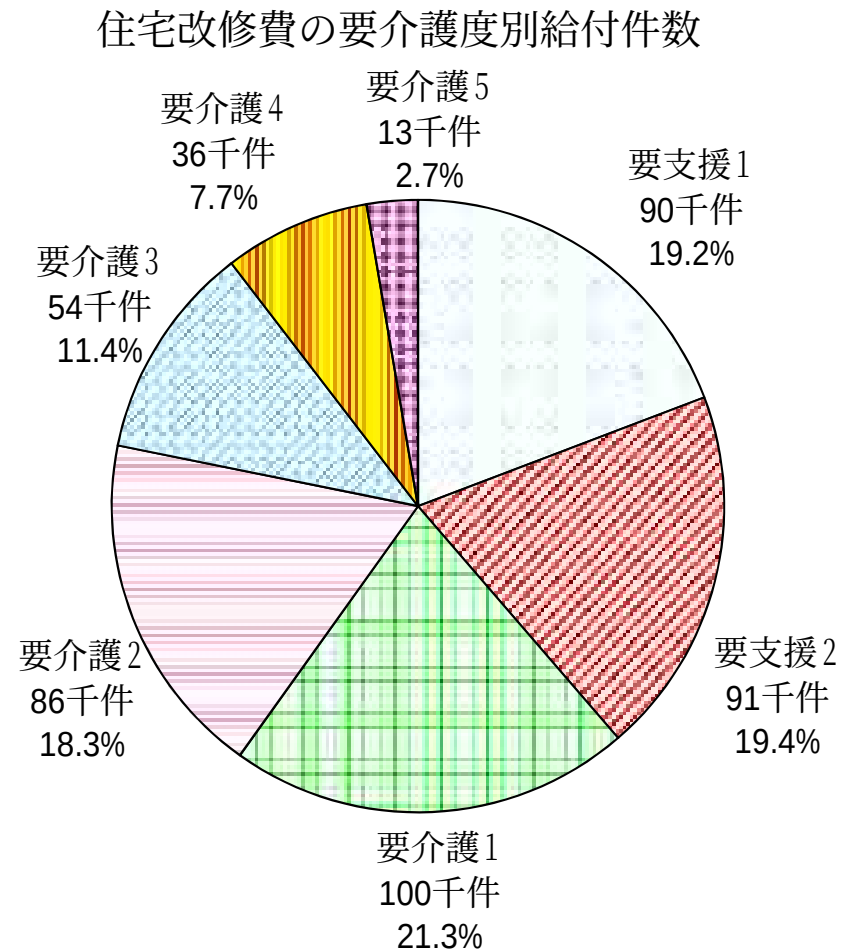
※ただし、やむを得ない事情がある場合については、住宅改修が完了した後に、①及び③を提出することができる。

介護保険制度における住宅改修費の状況

- 住宅改修に係る給付費は、年間425.5億円である（平成26年度）。
- 要介護度別では、要介護2以下の者が給付件数の約5分の4である。



出典：介護保険事業状況報告年報（各年度）
※ 給付費＝自己負担分を除く。



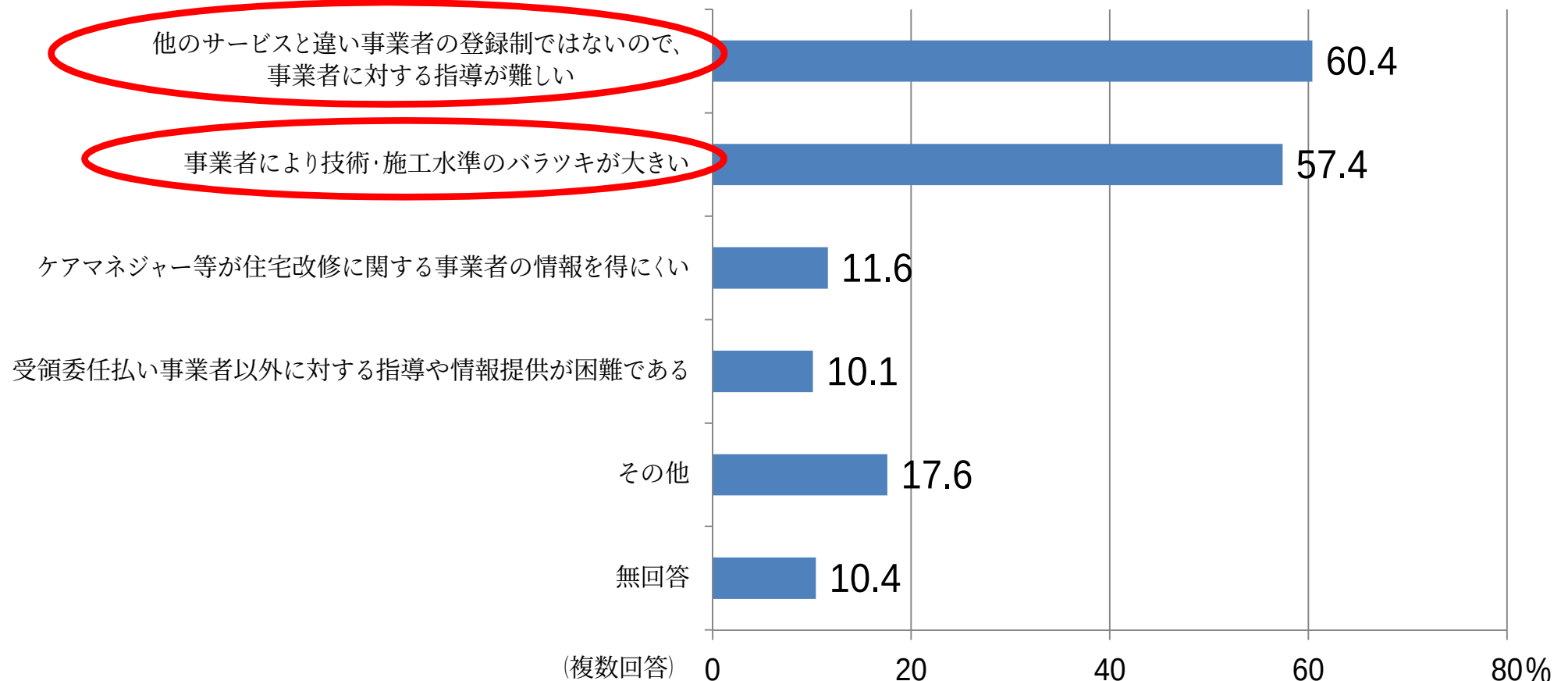
出典：介護保険事業状況報告年報（平成26年度）

住宅改修全般についての課題

- 「住宅改修全般について課題と思うことは何か」について、「他のサービスと違い事業者の登録制ではないので、事業者に対する指導が難しい」、「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」と回答する保険者がそれぞれ6割前後。

(保険者に対するアンケート集計結果)

■ 保険者 n=1,001

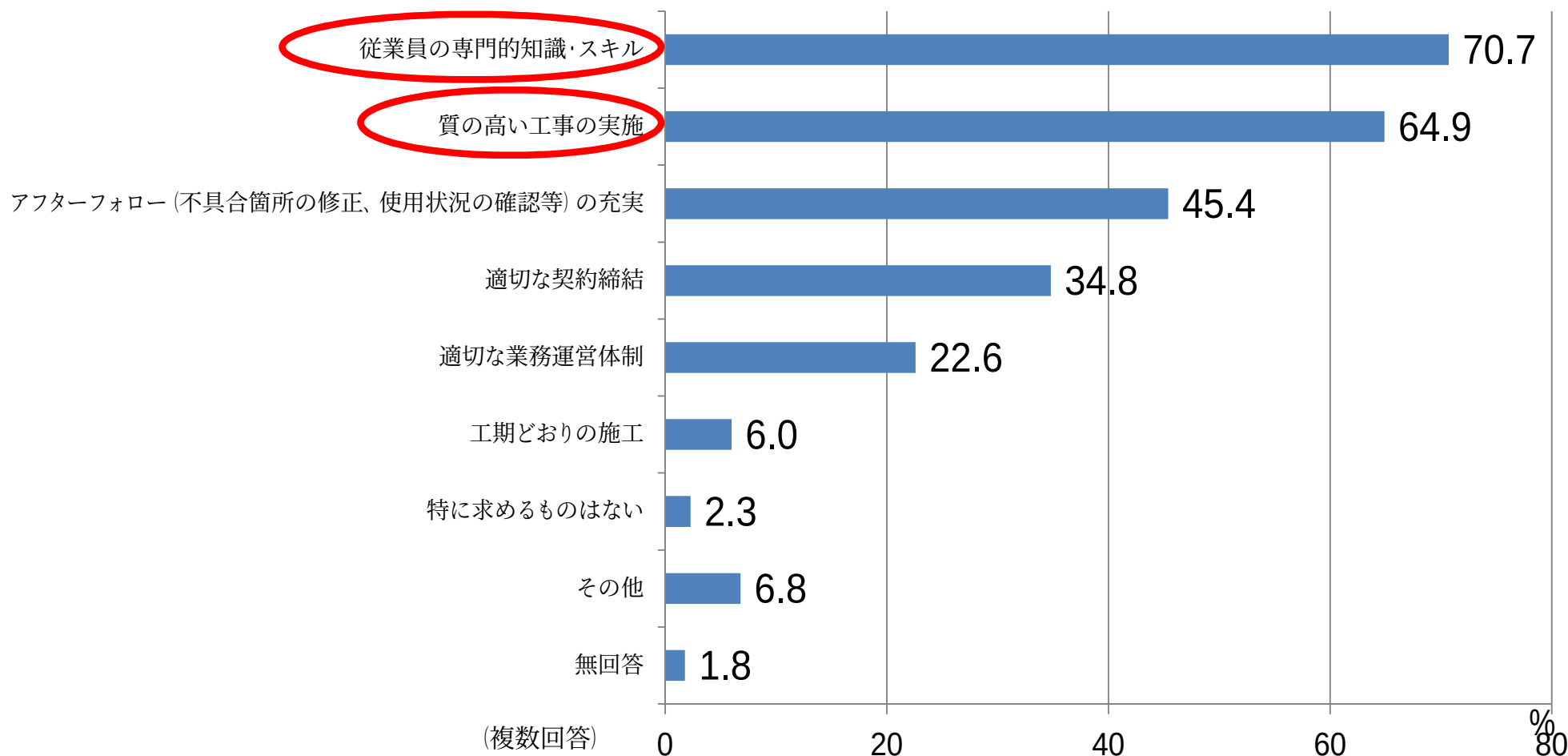


住宅改修の質の向上に求められる取組

○ 「住宅改修に関して住宅改修事業者は何を求めるか」について、70.7%が「従業員の専門的知識・スキル」、64.9%が「質の高い工事の実施」と回答。

(保険者に対するアンケート集計結果)

n=399



住宅改修に関する介護保険部会での意見

「介護保険制度の見直しに関する意見」
(平成25年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

■住宅改修について

- 「住宅改修を行う事業者に対する指導が難しい」、「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」という実態を踏まえ、（中略）住宅改修の専門家の育成と活用について推進が必要であるとの意見があった。

※下線は事務局が付したもの

住宅改修事業者研修テキストの編集及び市町村への周知

- 住宅改修の質に向けた対応として、平成27年3月に住宅改修事業者や関係職種向けテキストの編集と、都道府県を通じた市町村への周知を行った。

第1章

介護保険制度の概要、その仕組み、住宅改修、その手順や手続きについて理解します。さらに住宅改修の実際の進め方、その流れの中で必要となる相談時の留意点、専門職との連携、高齢者に多い疾患、福祉用具と住宅改修などに関する知識も合わせて確認します。

第2章

住宅建築の基礎知識と住宅改修の考え方、生活動作と寸法・部屋別配慮を理解します。ADL（日常生活動作）には、排泄、入浴、外出、食事、就寝など生活の中でけがや疾患の原因となる危険がひそんでいます。安全で安心して暮らせる住まいづくりを生活行為から考えます。

第3章

生活行為から考える場所別改修手法について、排泄（トイレ）、入浴（浴室・脱衣所）、外出（玄関・他）など、介護保険の住宅改修の理由書も視野に入れて、改修手法を理解し、利用者に選択肢を提供できるよう対応策を学びます。

第4章

この章では実践事例を紹介します。マンション（共同住宅）の改修では水回りの移設が困難であり、戸建て住宅に比べ対応が非常に難しい問題があります。また障害者の住宅改修の場合には、障害者の精神状況、身体状況、動作能力など本人の特性を視野に入れ住宅改修の計画を立てることが重要です。その対応策を実践事例から学びます。

経済財政運営と改革の基本方針2015 (骨太方針)

第3章 「経済・財政一体改革の取組—「経済・財政再生計画」 5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題 (1) 社会保障

(負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化)

社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討するとともに、介護保険における高額介護サービス費制度や利用者負担の在り方について、制度改正の施行状況も踏まえつつ、検討を行う。

社会保障制度改革プログラム法に基づく検討事項である介護納付金の総報酬割やその他の課題について検討を行う。

医療保険、介護保険ともにマイナンバーを活用すること等により、金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、実施上の課題を整理しつつ、検討する。

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料負担の上昇等を抑制する。このため、次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改正の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。

経済・財政再生アクション・プログラム (平成27年12月24日経済財政諮問会議)

2) 負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化 (取組方針・時間軸)

世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、

(i) 医療保険における高額療養費制度及び介護保険における高額介護サービス費制度の見直しについて、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。【工程表②4iii】

(iii) 介護保険における利用者負担の在り方について、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)。【工程表②4iv】

現役被用者の報酬水準に応じた保険料負担の公平を図るための社会保障改革プログラム法における検討事項である介護納付金の総報酬割導入や医療保険において金融資産等の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組みについて、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)。【工程表②5 i】

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料負担の上昇等を抑制するため、

(i) 次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行、負担の在り方を含め、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)。なお、福祉用具貸与及び住宅改修に係る給付の適正化については、検討の結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずる。【工程表②7 i】

経済・財政再生計画 改革工程表
(抜粋) (平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)

29